

ふんそうかいけつ

紛争解決

○ 紛争解決

個人と 個人のトラブルは、話し合っ 解決 できれば、一番 いいです。

話し合っても 解決できないとき、裁判を 起こしたり、解決のための 期間に 頼んだり
できます。

解決のための 機関は 民事調停、仲裁センターです。

紛争解決センター、示談あっせんセンターなどの なまえも あります。

○ 裁判に かかる お金

裁判に かかる お金は、訴訟に かかる お金と 弁護士に 払う お金です。

訴訟に かかる お金は 裁判を 始める ための お金です。

弁護士に 払う お金には 着手金と 報酬金があります。

着手金は、解決までの 弁護士の 仕事に 対して 払います。弁護士と 契約するときに
払います。

報酬金は、裁判の 結果 (=判決 といいます) に よって 認められた 金額から

計算します。

裁判で 勝つ 見込みが あるのに、お金が ない 場合、お金を 借りる ことができます。

日本司法支援センター (愛称 : 法テラス) が お金を 貸します。

裁判に かかる お金を 法テラスが 先に 払います。

あなたは、毎月 少しずつ わけて 法テラスに 貸して もらった お金を 返します。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

べんごし ほうしゅうきん ほうてらす さき はら
 弁護士への 報酬金も 法テラスが 先に 払います。

かえ すこ わ かえ
 これを 返す ときも 少しずつ 分けて 返す ことが できます。

くわ ちか べんごしかい にほんご ひと いっしょ い き
 詳しい ことは、近くの 弁護士会に、日本語が わかる人と 一緒に 行って 聞いてください。

れんらくさき
 (連絡先)

ほうてらす ひょうご
 法テラス 兵庫 050-3383-5440

ほうてらす はんしん
 法テラス 阪神 050-3383-5445

にしのみやし し 市民そうだん
 ○ 西宮市の 市民相談

せいかつ いろいろ そうだん
 生活のことなど、色々なことを 相談する ことが できます。

そうだん ところ
 (相談 できる 所)

にしのみやしやくしょ し 市民そうだんか
 西宮市役所 市民相談課 0798-35-3100

ほうりつ そうだん ひ
 * 法律の 相談ができる 日

げつようび すいようび きんようび
 月曜日、水曜日、金曜日

ほうりつ そうだん じかん
 * 法律の 相談ができる 時間

13:00-16:00

そうだん い い まえ でんわ よやく い くだ
 相談に 行くときは 行く 前に 電話で 予約を 入れて 下さい。

そうだん い ひ あさ よやく
 相談に 行く日の 朝の 9:00 から 予約が できます。

げつようび きんようび しゅうかんまえ はや よやく
 ※月曜日と 金曜日は、1週間前から 早く 予約 できます。

※ くわしいことは、にほんごが わかるひとと いっしょに きいて ください。